

# はむら 市議会だより

No. 68

(通巻No. 177)

平成18年11月15日発行  
羽村市議会  
〒205-8601

東京都羽村市  
緑ヶ丘5丁目2番地1  
☎ 042(555)1111  
ホームページアドレス  
<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>



稲作体験「稲刈り」

(10月14日 根搦み前水田にて)

第3回(9月)定例会

一般質問 市政を問う(18人の議員が一般質問) .....	2ページ
第2次議会改革中間答申 .....	15ページ
平成17年度一般会計等決算審査 .....	16ページ
市長提出議案 「羽村駅西口エレベーター設置等工事(建築工事)請負契約について」 など23件を可決 .....	22ページ
陳情 2件の陳情を審議 .....	22ページ
議員提出議案 意見書1件を提出 .....	23ページ
議会ホームページの紹介 .....	24ページ

# 市政を問う

平成18年第3回羽村市議会(定例会)を、9月6日から29日までの24日間の会期で開きました。

開会初日には市長から、市政についての所信表明がありました。

9月6日、7日、8日には、18人の議員が一般質問を行い、市長の考えを問いました。

提出された市長提出議案23件を可決・同意・認定し、議員提出議案1件を可決したほか、陳情2件を審議しました。

※質問・答弁については、内容を要約して掲載しています。

## 学校給食費未納について

滞納・未納者の一番の問題は、就学援助を受けるほど所得が低くなく、きちんと払えるのに払わない保護者がいることである。

質問 過去5年の不納欠損の額はいかほどか。

教育長 平成13年度が71万8千300円、

14年度が111万2千700円、15年度が90万

3千660円、16年度が210万6千50円、

17年度が328万7千287円となっている。

質問 未納世帯の中に生活保護世帯や就学援助を受けている世帯が含まれているか。

教育長 生活保護世帯の一部に未納があるが、就学援助受給者には未納はないと認識している。

質問 不納欠損処理の基準は。

教育長 給食センターの内規で定めている。

①転出不明者②納入義務者が死亡③天災・災害・病気等で生活困窮に陥っている者④管外転

出者⑤数回の催告にも応答なく、納入意思が確認できないもの⑥義務教育終了5年経過した

者⑦その他教育長が特に認めた者が対象である。

質問 従来未納に対する対処法では改善は望めないと思うが。

教育長 抜本的な対応策に苦慮している。今後は給食組合、学校、教育委員会がより一層連携を強化し、健全な給食経営に努めていく所存

である。

羽村市生涯学習センターゆとろぎ施設管理

委託について

質問 なぜ、平成18年度4月、5月の契約が随

意契約なのか。

市長 開館記念式典や記念事業等に支障が生

じる恐れがあることや、委託業者変更の場合、

引継ぎや機械操作習得の期間が必要のため、2

カ月間につき随意契約により業務を平成17年

度の業者に委託したもので、契約にあたり17年

度の契約単価を基本に価格交渉を行った。

## ◇学校給食費未納について ◇羽村市生涯学習センターゆとろぎ 施設管理委託について

龍島 愛夫 議員



▲学校への給食搬入(栄小)



◇元気な高齢者を支援し介護予防を  
 ◇「老人」という呼び方の変更を  
 ◇公共施設の通年開館を

はまなか  
 としお  
 濱中 俊男 議員

**元気な高齢者を支援し介護予防を**

**質問** 介護予防を目的とした高齢者向け運動器具を、市内の公園に整備していく考えは。

**市長** 富士見公園と田の上公園に、高齢者向け運動遊具を設置してきたが、今後は、地域のバランスを考えながら重点的に設置していく。

**質問** 今年度以降の介護予防の取り組みは。

**市長** 生活習慣病予防等の習得のため、介護予防リーダー研修を行っているほか、今後は、認知症予防事業等も計画している。

**時代の変化に対応し、「老人」という呼び方の変更を**

**質問** 「老人」という呼び方は、条例等で何件使用されているか。

**市長** 条例3件、規則4件等、全部で12件である。

**質問** 「老人」という呼び方を「高齢者」等に変更して、イメージアップを図る考えはないか。

**市長** 国の法律においても「老人」と「高齢者」の二通りの呼称となっている。今後は、法改正等に合わせ適切に対応していく。

**サービス日本一を目指し、公共施設の通年開館を**

**質問** ゆとりぎ・図書館・動物公園等の市の施設が月曜日休館となっている理由は。

**市長** 行政をはじめ、多くの民間企業において、

土曜・日曜を休日としている。そのため需要が多い

日曜日を開館し、翌日の月曜日を休館としている。

**質問** ゆとりぎの建設には、約50億円を要した投資効果という面から通年開館すべきでは。

**市長** 月曜日休館は、市民も参画した「ゆとりぎ」の管理運営に関する懇話会での検討を尊重し決定した。

**質問** 「公共施設サービス日本一」を目指すためにも、通年開館する考えはないか。

**市長** 今年度中に公共施設の通年開館等について検討することとしている。



▲はつらつとゲートボールをする(五ノ神武蔵野付近)



▲羽村市健康フェアの様子(今年10月)

生活習慣病予防への新たな取り組みについて

◇生活習慣病予防への新たな取り組みについて  
◇消費生活センター事業について

桑原 寿 議員

今回の医療制度構造改革によって、治療に重点を置いてきた医療から、病気になる「予防」を重視した医療への転換を図っている。

等の実施が義務づけられる。保健センターでの健診事業と国保の事業の連携はどうなるのか。

市長 現時点では具体的に決定していないがそれぞれの課が協力して準備を進めていく。

質問 健診及び事後指導サービスについて

保健師、管理栄養士等による、運動、食事などのアドバイスが受けられる個別面接指導を行う必要がある。身近な場所で細やかな対応をしないと効果が期待できないと考えるがいかがか。

市長 特定健康診査等実施計画に基づき、健診後の保健指導が義務化される。個別のプログラムを作成し必要なレベルに応じ実施する。

身近な場所での個別面接指導は、医療保険者の視点と市の保健行政としての視点との調整が必要と思われるので、今後の課題として検討する。

◇国民保護法に基づく市民の行動計画について

雨宮 良彦 議員

有事法制について

質問 有事法制について市長の見解を伺う。  
市長 わが国の平和と安全の確保を図るうえで、極めて重要な法制であると認識している。

質問 国民保護法についての市長の考えは。

市長 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするため、国、地方公共団体等が連携を図り、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処等の措置を定める事により、国全体として万全の体制整備を図るものであることから、この法に基づき自治体として対応を図っていくことは必要である。

羽村市国民保護計画について

質問 現時点での進捗状況は。  
市長 去る8月に「第1回羽村市国民保護協議会」を開催し、委員の任命と計画の骨子や日程の承認をいただいたので、これを基に、現在、計画の作成に取り組



▲市は平和都市を宣言しています

んでいる。

質問 策定にあたり、他自治体との整合性については。  
市長 当市の特性として、基地に隣接することから、基地周辺自治体及び都

と綿密な連携を図り、共通の認識のもとに計画を作成する必要があるため、基地周辺自治体の防災担当課長がメン